令和９年度
保育施設利用申込みについて

保育施設とは、保育所(園)・認定こども園（保育利用）のことをいいます。
平成２７年４月からスタートした“子ども・子育て支援新制度”では、保育施設を利用するため、“支給認定”を受ける必要があります。
本冊子では、支給認定や保育施設（主に保育所(園)）の利用申込み手続きについてご案内いたしますので、申込み前によくお読みください。

※なお、認定こども園において適用される制度・仕組みは同じですが、申込みの受付や利用の決定等については園が行うこととなっており、一部の取扱いについて保育所(園)と異なります。ご不明な点がございましたらお問い合わせください。



目次

１．申込みから利用決定までの流れ……P.２
２．支給認定について……P.３・４
３．申込みに必要な書類等について……P.４・５
４．利用者負担額について……P.５～７
５．よくあるご質問……P.８
６．町内の保育施設……P.９
７．参考≪利用調整について≫……P.１０
８．参考≪町内の保育施設等に係る地図≫……P.１１

問い合わせ先
余市町 民生部 子育て・健康推進課 子育て推進グループ
〒046-8546　余市郡余市町朝日町２６番地
TEL 0135-21-2122（課内直通）

１．申込みから利用決定までの流れ

✿ 申込み受付期間

●新年度（令和９年４月）～利用希望の場合

…**原則、１次選考〆切までに申請ください**。

ただし、町外からの転入等、やむを得ない事由により申請が間に合わない場合は、２・３次選考にて調整を行うことも可能です。（２・３次選考からの追加調整があっても、１次選考で利用決定となった方が取り消されることはありません。）

- **１次選考〆切：令和８年１１月２日（月）～令和８年１２月３０日（水）**
- ２次選考〆切：　〃　～令和９年　２月１０日（水）
- ３次選考〆切：　〃　～令和９年　２月２６日（金）

●年度途中（令和９年５月以降）～利用希望の場合

…**原則、利用開始希望月の前々月１１日～前月１０日まで**が申込受付期間となります。

※〆切日が土・日曜、祝日の場合は、その直前開庁日までとなりますので、ご注意ください。

※ただし、令和９年２月・３月～利用開始希望の場合の〆切は下記のとおりです。

- 令和９年２月～利用開始希望の方：令和８年１１月初旬～令和８年１２月３０日（水）
- 令和９年３月～利用開始希望の方：　〃　～令和９年　２月１０日（水）

✿ 利用決定までの流れ

申込み	上記受付期間内

↓ 必要な書類を役場 子育て推進グループへ提出してください［3. 申込みに必要な書類 参照］。

利用調整会議	●年度途中入所：毎月 20 日頃 ●新 年 度 入 所：１月下旬（１次選考） ２月下旬（２次選考） ３月上旬（３次選考）

↓ 町と保育所(園)にて、利用調整を行います。

利用調整結果通知	●年度途中入所：毎月２０日以降 ●新 年 度 入 所 ：２月中旬～（入所決定次第随時）

利用決定

『保育所入所承諾書』、『利用者負担額決定通知書』、『支給認定通知書』を送付します。
利用決定後、保育所（園）にて個別面談・利用前説明が行われます。
※日程調整は保育所（園）より、保護者へ直接連絡します。

利用不可（保留）

『利用調整結果通知書』、『支給認定通知書』を送付します。
その後は申込みした年度内に限り、翌月以降も利用調整会議の対象となります。年度途中で利用決定となった場合、お電話にてお知らせした後、『保育所入所承諾書』及び『利用者負担額決定通知書』を送付します。
※申込みを取下げる場合は、申込み取下げ書の提出が必要となりますのでご連絡ください。

支給認定を受けることができても、申込み数が定員を上回った場合等は、調整の結果、利用不可（保留）となる場合があります。

2．支給認定について

✿ 支給認定区分

支給認定区分は、年齢・施設の利用目的により、≪表１　支給認定区分≫のとおり、３つに分けられます。保育施設を利用するためには、２号認定又は３号認定を受けることが必要です。

≪表１　支給認定区分≫

認定区分	対　　象	利用できる施設・事業
１号認定	子ども：満３歳以上・ 教育を希望	幼稚園・認定こども園（教育部分）
２号認定	子ども：満３歳以上・“保育の必要性”の事由に該当	保育所・認定こども園（保育部分）
３号認定	子ども：満３歳未満・“保育の必要性”の事由に該当	保育所・認定こども園（保育部分）

✿ 保育の必要性（保育施設の利用条件）

保育施設を利用できる期間（支給認定の有効期間）や 保育の必要量（１日当たりの最大保育時間）は、≪表２　保育の必要性≫のとおり、保育の必要性の事由によって異なります。

≪表２　保育の必要性≫

保育の必要性	有効期間	保育の必要量	
		保育標準時間	保育短時間
① 就労 フルタイム・パート・自営業等で１ヶ月当たり４８時間以上就労している	小学校就学前まで※1	月１２０時間 以上就労	月４８時間以上 １２０時間未満就労
② 妊娠・出産 妊娠中又は出産後間もない	出産予定日の８週前～ 出産日の８週後の翌日 が属する月末まで※2	○	―
③ 疾病・障がい 病気・負傷、又は身体・精神に障がいを有している	小学校就学前まで	○	―
④ 親族の介護・看護 同居又は長期入院している親族等を常時介護・看護している		○	―
⑤ 災害復旧 震災・災害等の復旧にあたっている		○	―
⑥ 求職活動 求職活動を継続的に行っている	利用開始日～９０日間	―	○
⑦ 就学 就学している（職業訓練学校等における職業訓練を含む）	卒業(修了)予定日まで	月１２０時間 以上就学	月４８時間以上 １２０時間未満就学
⑧ 虐待・ＤＶ 児童虐待を行っているまたは疑われる、配偶者からの暴力により保育が困難	小学校就学前まで	○	―
⑨ 育児休業 育児休業取得時に、既に保育施設を利用している子どもがおり、継続利用が必要	育児休業の対象となる 子どもの１歳の誕生日 の前日まで※３	―	○
⑩ その他 ①　～⑨に類する状態として町が認める場合	状況に応じて認定		

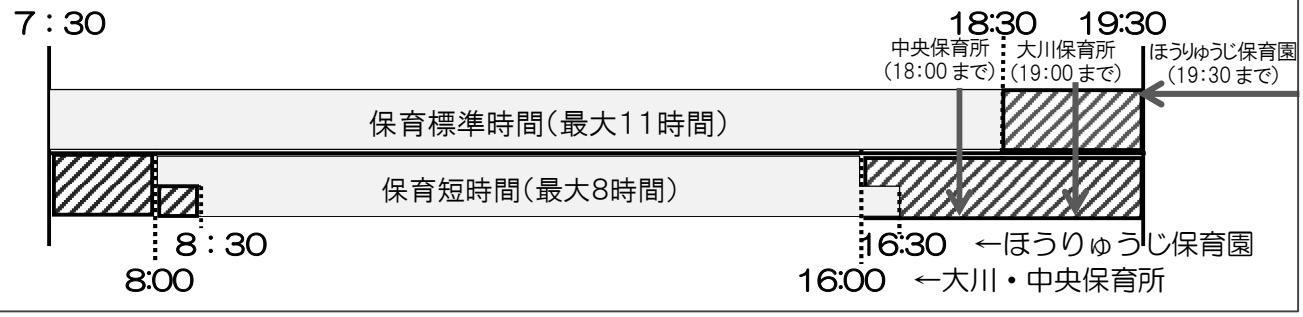
※1　慣らし保育を要する期間については、就労開始（復職）日から起算して最長３週間前より認定することができます。
※2　多胎妊娠の場合は、出産予定日の１４週前～出産日の１４週後の翌日が属する月末まで。
※3　育児休業の対象となる子どもが、保育施設の入所ができないことにより育児休業の延長を行った場合は、育児休業の終了日まで。

✿ 保育の必要量

保育の必要性の事由により、保育の必要量が保育標準時間と保育短時間に分けられ、１日当たりの最大保育時間が決定します。各保育施設の利用時間の詳細は、［6．町内の保育施設］をご覧ください。

●保育標準時間：１日最大１１時間まで利用可能
●保 育 短 時 間：１日最大　８ 時間まで利用可能

⇨ 左記の時間を超えて保育所(園)を利用する場合、（下記図▨ 部分）は**時間外（延長）保育利用料がかかります。**



※月４８時間以上１２０時間未満の就労のため、本来であれば“保育短時間”となる場合であっても、通勤に時間を要する場合、シフト制等により恒常的に保育時間を超えて利用する必要がある場合等、状況により“保育標準時間”の認定を受けることが可能な場合もありますので、ご相談ください。

3. 申込みに必要な書類等について

✿ 全ての方に提出していただく書類

Ⅰ．施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書（兼）施設等利用申込書
→利用を希望する子ども１人につき１枚必要です。

Ⅱ．“保育の必要性”を確認するための書類（以下参照）
→保護者（父母等）それぞれの分が必要です。
※１８歳以上６５歳未満の同居の祖父母が“保育の必要性”の事由に該当する場合は、必要書類を提出してください（提出がない場合は、利用調整の優先度が低くなります）。

保育の必要性	必要書類
① 就労	就労等証明書
② 妊娠・出産	母子手帳の写し(父母の氏名・出産予定日がわかるページ)
③ 疾病・障がい	医師の診断書、障害者手帳の写し等
④ 親族の介護・看護	介護・看護申立書及び対象者の介護保険被保険者証等
⑤ 災害復旧	り災証明書等
⑥ 求職活動	求職活動申立書
⑦ 就学	在学証明書、学生証の写し等
⑧ 虐待・ＤＶ	※状況に応じた書類をご案内します
⑨ 育児休業	育児休業取得証明書等
⑩ その他	※状況に応じた書類をご案内します

※上記書類の他、状況によって必要な書類の提出を求める場合があります。

Ⅲ．個人番号がわかるもの
→「マイナンバー制度」の開始により、個人番号の記載が必要となります。
Ⅰの施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書（兼）施設等利用申込書に記載が必要なため、個人番号がわかるもの（マイナンバーカード等）を持参してください。

✿ 世帯の状況等が当てはまる場合に提出していただく書類

以下、Ⅳについては、利用者負担額を決定するために必要な書類となります。世帯の状況等が当てはまる場合は提出してください。

Ⅳ．多子軽減届出書

→申込対象となる子ども以外に、保護者が監護し生計同一である子どもがいる場合に必要です。
１世帯につき１枚提出してください（**提出がない場合は利用者負担額の判定ができません**）。

✿ その他

申込み時の状況、世帯状況の確認等のため、上記の他に必要な書類の提出をご案内する場合があります。

※上記Ⅰ・Ⅱ・Ⅳの書類は、役場 子育て推進グループ窓口にて配布しております。

４．利用者負担額について

✿保育料について　※令和６年度より一律無償化

令和元年１０月１日より開始された幼児教育・保育の無償化（国制度）により、市町村民税非課税世帯と３歳以上児世帯は、保育料が無償化されております。

また、令和６年度より、国制度で無償化対象とならない市町村民税課税世帯の３歳未満児についても余市町独自に無償化を行っております（ふるさと納税を活用）。

これにより、余市町で支給認定を受ける保育施設利用児童については、保育料が一律無償化されております。

ただし、３歳以上児については、原則、副食費は実費徴収の対象（徴収免除制度あり）であり、その他、教材費・行事費などの費用についても、引き続き、保護者の皆様のご負担（実費徴収）となります。料金等については各施設にご確認ください。

参考：保育料無償化における年齢区分について

●３歳以上児　３～５歳までの児童（満３歳になった次の４月１日(３歳児クラス)～小学校入学前）
●３歳未満児　０～２歳までの児童（０歳～満３歳になった次の３月３１日（２歳児クラス））

参考：利用者負担額基準額について

●世帯の市町村所得割額は、子どもの扶養義務者のうち、生計同一の父母等の市町村民税所得割額（税額控除前の額）の合計額。
●ひとり親世帯は、階層区分にかかわらず０円
●次の(１)、(２)に該当する在宅障がい児(者)のいる世帯は≪基準額表②≫を適用
(１)身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている
(２)特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障がい基礎年金等の受給者
●取り消し線の金額は、余市町独自無償化部分のため０円

≪基準額表①≫　（単位：円／月）

階層区分	定義	３号認定（３歳未満児）		２号認定（３歳以上児）
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間 保育短時間
第１階層	生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）による被保護世帯（単給世帯を含む）	０	０	０
第２階層	市町村民税非課税世帯	０	０	０
第３階層	市町村民税所得割課税額 48,600 円未満である世帯（均等割のみ課税世帯含む）	~~19,500~~	~~19,300~~	０
第４階層	市町村民税所得割課税額 48,600 円以上 97,000 円未満である世帯	~~30,000~~	~~29,600~~	０
第５階層	市町村民税所得割課税額 97,000 円以上である世帯	~~44,500~~	~~43,900~~	０

≪基準額表②≫　　（単位：円／月）

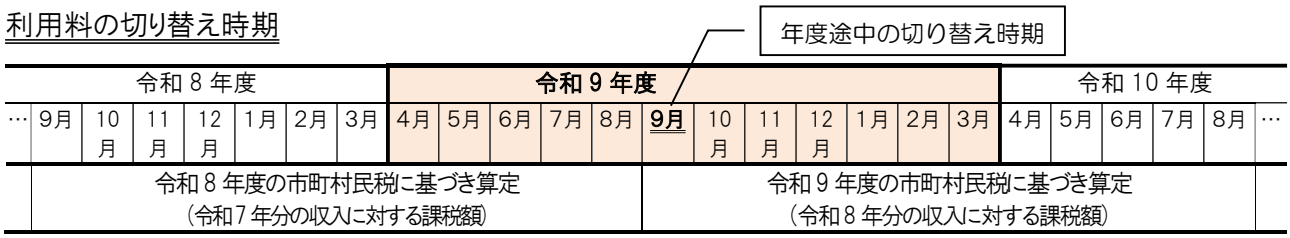
階層区分	定義	2・3号認定（3歳未満児）		2号認定（3歳以上児）
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間 保育短時間
第2階層	市町村民税非課税世帯	0	0	0
第3階層	市町村民税所得割課税額 48,600円未満である世帯（均等割のみ課税世帯含む）	~~9,000~~	~~9,000~~	0
第4階層	市町村民税所得割課税額 48,600円以上97,000円未満のうち、 77,101円未満である世帯	~~9,000~~	~~9,000~~	0

参考：利用者負担額の算定時期について

利用料については、下図のとおり、4月～8月分を前年度市町村民税に基づき、9月～翌年3月分を当年度市町村民税に基づき算定しております。そのため、年度途中で利用料（基準額）が変更となる場合があります。

なお、余市町では、保育料の一律無償化を行っておりますが、利用料の算定・決定はこのとおり行うことから、『利用者負担額決定通知書』については、これまでどおり送付を行いますので、ご承知おき願います。

利用料の切り替え時期



※4月1日現在の年齢がその年度の年齢区分となりますので、年度途中に誕生日を迎えて年齢が変わることによる基準額の変更はありません。

参考：多子軽減について

国制度等においては、3歳未満児の保育料が一部無償化されていない一方、下記の多子軽減制度があります。

余市町においては、保育料の一律無償化により、多子軽減による実質的な保育料の軽減効果はありませんが、国制度等の規定から、対象となる世帯については、引き続き「多子軽減届出書」の提出が必要となります。

階層区分等	児童数の考え方
第2～4階層　または 在宅障害児（者）のいる世帯	保護者が監護し、生計同一である子ども等（年齢制限なし）のうち、最年長の子ども等から順に**2人目以降は無料（0円）**。
第5階層	同一世帯で、2人以上の小学校就学前の子どもが保育所（園）、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、障害児入所施設又は通所施設を利用している場合、そのうち、最年長の子どもから順に**2人目は半額、3人目以降は無料（0円）**。

✿副食費について　※３歳以上児が該当

保育所の給食の材料にかかる費用（副食費）については、「保育所等を利用する保護者も、自宅で子育てを行う保護者と同様にその費用を負担することが原則」とされていますので、無償化後も、原則、保護者の皆様のご負担となります（なお、３歳未満児の副食費は保育料に含まれる取扱いです。）。

副食費の徴収免除対象（保育施設利用の場合）

●年収 360 万円未満相当の世帯
●全ての世帯の未就学児の中で３人目以降の児童
※徴収免除対象の児童については、『利用者負担額決定通知書』と併せて、『副食費徴収免除のお知らせ』を送付します。

副食費の納付方法

●私立施設
児童が在籍する施設へ直接納付してください。納付方法等は各施設へお問い合わせください。
●町立保育所
余市町が徴収（原則、口座振替）します。保育所の利用決定後、役場子育て推進グループ（ゆうちょ銀行を指定する場合、郵便局）にて口座振替等の手続きを行ってください。
口座振替日は毎月２５日（土・日曜日、祝日の場合は翌営業日）です。
前月末頃までに口座振替の手続きがされていない方には、１５日頃に納付書を送付しますので、納期限内に指定金融機関またはコンビニエンスストア等で納付してください。

5. よくあるご質問

Q. 申込みが早ければ、優先的に利用できますか？

A. 利用調整は先着順ではなく、町が定めた利用調整基準指数表（世帯の就労状況や家族構成等による加減）に基づき行われます。
　申込み数や空き状況によっては、第２・第３希望の保育所（園）への利用調整、又は調整不可となる場合もありますのでご了承ください（支給認定を受けることができても、保育所（園）が利用できない場合があります）。

Q. 余市町に転入予定ですが、申込みはできますか？

A. 転入予定の場合でも申込みは可能です。通常の申込み書類の他に、『転入誓約書』を提出していただきます。申込書類を取りに来ることができない場合は、郵送することも可能ですのでご相談ください。

Q. 慣らし保育の期間はどのくらいですか？

A. お子さんの様子に合わせて少しずつ保育時間を長くしていくこととなりますので、概ね２～３週間とご案内しております。そのため、実際に保育が必要となる日（育児休業明けの復職日等）の最大３週間前～の利用申込みが可能です。
　新年度の申込みの場合で、４月１日までに慣らし保育が必要な場合は、一時預かり事業を利用する方法や、前年度３月の途中入所の申込みをする方法等がありますので、ご相談ください（途中入所については、空き状況により調整不可となる場合もありますのでご了承ください）。

Q. 町外の保育所(園)を利用したいのですが、どこに申込みをするのですか？

A. 申込み先は余市町です。余市町が支給認定を行い、受入先の市町村と調整いたしますので、ご相談ください。

Q. 保育所(園)の見学はできますか?

A. 町内のすべての保育所(園)で可能です。
随時見学を受け付けておりますので、各保育所（園）に直接お電話のうえ、日時等をご相談ください。

Q. 利用にあたり、準備する物を教えてください。

A. 準備していただく物は、子どもの年齢や利用施設等によって異なりますので、利用決定後、各保育所（園）において行われる個別面談の際に、保育所(園)より直接ご説明いたします。

＜参考＞幼稚園・認定こども園の利用について

保育所（園）と幼稚園・認定こども園の利用料の違いなど、
お問い合わせの多い１号認定についての情報です。

✿ 申込み方法

申込みに関する書類の配布や提出先については各施設にて行っております。詳細につきましては直接各施設にお問い合わせください。申し込み後、役場より支給認定通知書などを交付いたします。

✿ 利用料の無償化

１号の認定を受けて幼稚園を利用する方については、利用する全ての方が無償化の対象となります。
※1 号の児童は満 3 歳の入園時から無償化となります。

✿ 副食費について

幼稚園の給食の材料にかかる費用（副食費）については、無償化後も原則、保護者の皆様のご負担となります。ただし、年収 360 万円未満相当の世帯と全ての世帯の小学校３年生までの子どもの中で３人目以降の児童については、副食費が免除されます。
※2・3 号の児童とカウント方法が異なります

6．町内の保育施設等

→各施設の所在地については、【8．参考≪町内の保育施設等に係る地図≫】をご参照ください。

✿①大川保育所　≪町立≫

◆住　　所　余市町大川町１２丁目３番地２
◆電 話 番 号　0135-23-6015
◆利 用 定 員　６０名
◆受入可能月齢　概ね１０ヶ月以降～**満３歳児となった年度末**(**0～２歳児：**子どもの発育状況による)
◆保 育 時 間　保育標準時間 7：30～18：30**【延長保育 18：30～19：00】**
保育短時間 8：00～16：00【時間外保育 7：30～8：00、16：00～18：30】
土曜保育開設あり（**偶数月**・7：30～17：00）…隔月で実施場所が中央保育所と入替
◆そ　の　他　・一時預かり事業実施あり（開設日：土曜日※、開設時間：8：30～17：00）
※土曜保育実施月のみ、保護者が「保育の必要性」に該当する場合に限る

✿②中央保育所　≪町立≫

◆住　　所　余市町美園町４３番地３６
◆電 話 番 号　0135-22-2159
◆利 用 定 員　６０名
◆受入可能月齢　概ね１０ヶ月以降～**満３歳児となった年度末**(**0～２歳児：**子どもの発育状況による)
◆保 育 時 間　保育標準時間 7：30～18：00【延長保育なし】
保育短時間 8：00～16：00【時間外保育 7：30～8：00、16：00～18：00】
土曜保育開設あり（**奇数月**・7：30～17：00）…隔月で実施場所が大川保育所と入替
◆そ　の　他　・一時預かり事業実施あり（開設日：月曜～土曜日※、開設時間：8：30～17：00）
※日曜・祝日等保育所の休所日は除く
※土曜日は、土曜保育実施月のみ、保護者が「保育の必要性」に該当する場合に限る

✿③ほうりゅうじ保育園　≪私立≫

◆住　　所　余市町沢町５丁目８０番地
◆電 話 番 号　0135-22-2401
◆利 用 定 員　７０名
◆受入可能月齢　概ね１０ヶ月以降(子どもの発育状況による)
◆保 育 時 間　保育標準時間 7：30～18：30**【延長保育 18：30～19：30】**
保育短時間 8：30～16：30【時間外(延長)保育 7：30～8：30、16：30～19：30】
※土曜保育は、令和７年度より開設中止となりますので、ご承知おきください。
◆そ　の　他　・一時預かり事業実施あり。詳細は、直接施設へお問い合わせください。

✿④認定こども園杉の子幼稚園　≪私立≫

◆住　　所　余市町黒川町１５丁目２番地２
◆電 話 番 号　0135-23-4654
◆利用定員（保育部分）　５０名
◆受入可能月齢　２歳以降（4月１日時点で２歳到達～）
◆保 育 時 間　保育標準時間 8：00～18：00【延長保育なし】
保育短時間 8：00～16：00【時間外(延長)保育 16：00～18：00】
※土曜保育は、令和６年度より隔週（原則、偶数週）開設へ変更となっております。
◆そ　の　他　・保護者の送迎負担軽減のため、バス通園も可能です。詳細につきましては、直接施設へお問い合わせください。

✿⑤認定こども園リタ幼稚園　≪私立≫

◆住　　所　余市町黒川町１丁目１７番地
◆電 話 番 号　0135-22-3430
◆利用定員（保育部分）　４０名
◆受入可能月齢　満３歳（3 歳の誕生日を迎えた日）以降
◆保 育 時 間　保育標準時間 8：00～18：00【延長保育なし】
保育短時間 8：30～16：30【時間外保育 8：00～8：30、16：30～18：00】
土曜保育開設あり（保育時間等は、平日同等となります。）
◆そ　の　他　・保護者の送迎負担軽減のため、バス通園も可能です。詳細につきましては、直接施設へお問い合わせください。

7. 参考 ≪利用調整について≫

✿ 利用調整基準指数表

認定を受けた保護者（父母等）の保育の必要性の事由について細分化された状況等を下記表に当てはめ、それぞれの基本指数を算出します。算出された基本指数を合算した数値に、該当する調整指数を加減した数値を児童の利用調整基準指数とし、指数の高い児童から順に決定します。

指数が同数となった場合は、下記“優先順位”の高い児童から順に決定します（申込みの先着順ではありません）。

☆基本指数

就労※	家庭外労働	外勤	正規職員	140時間以上	50
				140時間未満	45
			非正規職員	140時間以上	45
				120時間以上	35
				100時間以上	30
				99時間未満	25
		自営	本人	140時間以上	45
				120時間以上	40
				100時間以上	30
				99時間未満	25
			家族従事	140時間以上	40
				120時間以上	35
				100時間以上	25
				99時間未満	20
	家庭内就労	自営	本人	140時間以上	40
				120時間以上	35
				100時間以上	25
				99時間未満	20
			家族従事	140時間以上	35
				120時間以上	30
				100時間以上	20
				99時間未満	15
		内職			20
妊娠・出産	出産予定日の8週前～出産日の8週後の翌日の属する月末まで				40
疾病・障がい	疾病	おおむね1か月以上の入院			50
		常時病臥床			
		精神疾患・感染症・特殊疾病			
		1か月以上の加療（安静）を要する			40
		その他（療養・定期的通院）			30
	障がい	身体障害者手帳2級以上			50
		精神障害者保健福祉手帳1・2級			
		療育手帳A判定			
		身体障害者手帳3級以下			40
		精神障害者保健福祉手帳3級			
		療育手帳B判定			
介護・看護	在宅	常時、観察・介護を要する			50
		ADLに恒常的な介護を要する			40
		その他			25
	入院	入院中の親族の監護を要する			20
求職活動	求職活動を行っている				15
	保育所利用決定後、求職活動を行う				5
就学	就労のための通学（週5日以上）				40
	その他				20
虐待・DV	状況に応じて加算				10～50
災害復旧	火災等による家屋の損傷・その他災害復旧活動中				45
その他	状況に応じて加算				

※就労と認定を受けた場合であっても、保育所利用決定後採用の場合は、各該当指数から－10として取り扱う

☆調整指数

A	ひとり親世帯（同居の親族・その他の者がいない場合）		80
B	ひとり親世帯（同居の親族・その他の者がいる場合）		70
C	生活保護受給世帯（就労認定の場合）		25
D	認可外保育施設を利用する等の理由で既に就労を開始し、その理由が一時的なものであり正当なものである場合	正規職員	25
		非正規職員	20
E	保護者が産休または育児休業から復職予定である場合	正規職員	20
		非正規職員	15
F	弟・妹の出生により保護者が育児休業取得のため退所したのち、育児休業終了にともない再度利用を申込む場合	正規職員	30
		非正規職員	25
G	兄弟姉妹が別の施設を利用しており、いずれかが在籍する施設への移動を申込んでいる場合		5
H	兄弟姉妹が同時に利用を希望する、すでに兄弟姉妹が利用している施設を希望する場合		5
I	保育士等として、町内の保育所等に勤務している（する）場合		30
J	65歳以下の同居の祖父母（未就労）がいる場合		−20
K	65歳以下の町内在住の祖父母（未就労）がいる場合		−10
L	兄弟姉妹に保育所等への利用および利用申込みのない未就学児童がいる場合（介護・看護の対象児を除く）		−30
M	町外在住の場合		−50
N	調整指数の加減に調整を要すると町長が認めた場合		状況に応じて加減

☆優先順位

①緊急性が高く、特別な配慮が必要と認められる世帯
②町内在住者
③新規申込み（転所希望ではない）の場合
④ひとり親世帯
⑤産休・育児休業からの復職の場合
⑥町内在住の祖父母等親族がいない場合
⑦申込み児童が2名以上いる場合
⑧過去に利用者負担の滞納がない世帯
⑨利用開始希望月から6か月以上を経過している場合
⑩市町村民税所得割額の少ない世帯順

≪注意事項≫
- 就労時間は、提出された就労等証明書に記載された時間とする
- 育児休業とは、育児・介護休業に関する法令に基づく育児休業を取得している場合のみ該当とする
- 調整指数について、E・FおよびG・Hは重複適用しない
- 児童福祉の観点から適切な保育の提供が必要であると判断される特別な事情がある場合は、上記指数等によらず、審査の後、利用調整を行う場合がある

8. 参考≪町内の保育施設等に係る地図≫

